

## 社会の変化と遺族年金のあり方

江口 隆裕\*

### I はじめに

公的年金制度において、性別による制度的区別が残っているのは遺族年金である。これまで、男性は「独力で生計を維持することが可能」（以下「自活可能」という。）なのに対し、女性は「独力で生計を維持することが困難」（以下「自活困難」という。）という類型化された社会認識を前提に、被用者を対象とする遺族厚生年金などでは、被保険者が死亡したときに、遺族が妻の場合には年齢を問わずに受給できるのに対し、遺族が夫の場合には55歳以上でなければ受給できないという年齢要件（以下「本件年齢要件」という。）が設けられてきた。

しかし、後掲「社会保障判例研究」で取り上げる判例では、本件年齢要件と同じ要件が地方公務員災害補償法の遺族補償年金に設けられており、これが憲法14条の平等原則に違反するかどうかで争われた。大阪地裁判決（平成25年11月25日判決）は本件年齢要件を違憲と判断したのに対し、大阪高裁判決（平成27年6月19日判決）はこれを合憲とした。判例・通説<sup>1)</sup>によれば、性別などによる「区別」が平等原則に反するかどうかは、当該区別が「合理的」かどうかによって決まるとされている。したがって、大阪地裁判決と大阪高裁判決では、本件年齢要件の合理性に関する判断が違ったことになり、現に、それぞれが前提とした男女の自活可能性に関する社会認識が違っていたのである。

両判決の社会認識の相違に象徴されるように、現在の日本社会では、女性の自活可能性に関する社会実態は変化の途上にあり、現在も、一億総活躍プランの名の下に女性の就労促進などが重要な政治目標に掲げられている。そこで、本稿では、男女の自活可能性については特定の社会認識を前提とせず、どのような認識の場合にはどのような選択が合理的かを考察することとする。なお、以下、遺族年金の代表例として遺族厚生年金を取り上げる。

### II 合理的選択とその条件

#### 1 平等原則に適う合理的選択肢

さて、本件年齢要件を平等原則に適うように改める選択肢としては、次の2つがある。形式的な平等という観点からは、どちらの選択肢も等価である。

選択肢①：遺族たる夫の年齢要件を撤廃する、つまり不利な条件の者を有利な条件に改める。

選択肢②：遺族たる妻についても55歳以上という年齢要件を設定する、つまり有利な条件の者を不利な条件に改める。

#### 2 社会認識と関連付けた合理性の評価

次に、この2つの選択肢の合理性を、平等原則の観点から、社会認識と関連付けて評価する。そのために、遺族たる男性（夫）と女性（妻）が自活可能か自活困難かに応じて、ケースIからIVまでの4つの社会認識類型を想定した（表）。なお、各

\* 神奈川大学法学部 教授

<sup>1)</sup> 芦部信喜・高橋和之補訂『憲法（第6版）』（岩波書店、2015年）130-131頁、野中俊夫・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法I（第5版）』（野中執筆）（有斐閣、2012年）283-284頁など。

表 社会認識と関連付けた選択肢の合理性評価

	ケースⅠ (男自活・女困難)	ケースⅡ (男困難・女自活)	ケースⅢ (男自活・女自活)	ケースⅣ (男困難・女困難)
現行制度(夫のみ55歳以上)	○(大阪高裁)	×	×	×
選択肢①(夫・妻年齢要件なし)	○	○	○(大阪地裁)	○
選択肢②(夫・妻55歳以上)	×	男×女○	○	×

(注) 1 ○は合理的, ×は合理的でない, を意味する。

2 「自活」は自活可能を, 「困難」は自活困難を意味する。

3 大阪高裁は, 前記大阪高裁判決の結論を, 大阪地裁は前記大阪地裁判決の結論を指す。

ケースにおいて, 「夫」と「妻」を「男」と「女」で表しているのは, 各種統計が男性と女性という区分でなされており, 夫と妻の自活可能性を男性と女性の自活可能性で代替させて証明せざるを得ないためである(前記各判例も同じ手法を用いている)。

ケースⅠ(男性は自活可能, 女性は自活困難)は, 現行の遺族厚生年金が前提としている社会認識である。この場合, 選択肢①は, 性別による区別はなく, 自活困難な女性をこれ以上有利にはできないので, 合理的となる。選択肢②は, 性別による区別はないものの, 自活困難な女性にさらに不利な条件をつけることになるので, 合理的でないことになる。

ケースⅡ(男性は自活困難, 女性は自活可能)では, 選択肢①は, 性別による区別はなく, 自活困難な男性をこれ以上有利にはできないので, 合理的となる。選択肢②は, 自活可能な女性に不利な条件をつけて性別による区別を解消することは合理的だが, 自活困難な55歳未満の男性を不利な条件のままにするのは合理的でない。なお, このケースでは, 現行制度も不合理となる。

ケースⅢ(男女ともに自活可能)及びケースⅣ(男女ともに自活困難)では, 性別で区別すること自体が平等原則違反となる。さらに, ケースⅣの選択肢②は, 性別による区別がないので形式的には平等だが, 自活困難な55歳未満の者(男女を問わない)に不利な条件をつけるのは合理性を欠く。

なお, 55歳という年齢で区分することの合理性

は別の問題であり, すべてのケースに共通の問題である。

### 3 制度目的と関連付けた合理性の評価

次に, 日本社会が目指していると思われるケースⅢにおいて, 選択肢①と②のいずれがより合理的かを考察する。そのためには, 遺族厚生年金の性格・目的と関連付けて評価することが必要となる。

#### (ア) 遺族厚生年金の性格・目的

遺族厚生年金の性格・目的については, 2つの考え方がある。1つは, 遺族年金は死亡した者が(潜在的に)取得した年金受給権が移転したものとする考え方(以下「受給権移転説」という。) <sup>2)</sup>であり, 他の1つは, 遺族の生活保障のためとする考え方(以下「生活保障説」という。)である。受給権移転説では, そもそも遺族年金に年齢要件や収入要件を課す必要はないのに対し, 生活保障説では, 生活保障が必要な遺族だけに支給すれば足りるので, 収入などの条件で遺族の範囲を限定することが必要となる。

ところで, 現行の遺族厚生年金の受給要件には, 老齢厚生年金の受給権者の死亡などの長期要件(厚年法58条1項4号)と, 現役の被保険者の死亡などの短期要件(厚年法58条1項1号~3号)がある。前者は受給権移転説による説明が適合的だが, 後者は生活保障説でないとい説明できない。

しかし, いずれの要件に該当する場合でも, 遺族は, 被保険者の死亡の当時その者によって生計を維持していたという要件(以下「生計維持要件」

<sup>2)</sup> 遺族厚生年金のうち, 老齢厚生年金の受給権者等が死亡した場合の長期要件に係るものは, 老齢厚生年金が形を変えて遺族厚生年金として遺族に支給されるものであるという性格が強いとされている。厚生省年金局年金課等監修『厚生年金保険法解説〔改定版〕』(社会保険法規研究会, 1991年)753-754頁。

という。)を満たさないと、受給権者になれない(厚年法59条1項)。したがって、現行制度では、長期要件該当の場合も、生活保障説的要素が加味されていることになる。

ところが、この生計維持要件が「年額850万円」というかなり高い水準に設定されており<sup>3)</sup>、これは生活保障説からは説明が困難である。さらに、生計維持要件を満たさないことが失権や支給停止の事由とはなっておらず(厚年法63条～68条参照)、生計維持要件は被保険者死亡時で判断するというワンポイント主義がとられているので、受給権発生時以降に850万円以上の年収となっても受給権は消滅しない。これも、生活保障説の立場からは説明がつかない。このように、現行制度には、受給権移転説と生活保障説の両方の性格が混在していることになる。

#### (イ) ケースⅢにおける合理的な選択

本稿では、効率的な年金制度の確立という観点から、生活保障説に立って合理的な遺族厚生年金のあり方を考える。

そうすると、男女ともに自活可能なケースⅢの場合、夫・妻ともに年齢要件のない選択肢①は合理的な選択とはならない。なぜなら、自活可能な者に対し遺族年金を支給する合理的理由が見出せないからである。ところが、前述の大阪地裁判決は、ケースⅢを前提としながら選択肢①を選択した。これは、「社会保障判例研究」で後述するように、裁判という仕組みの内在的制約によるものと思われる。

なお、遺族基礎年金については、子のある妻のみが受給権者とされていたが、2012年の改正で、子のある夫(年齢要件はない。)も受給権を有することになった。この改正に際しては、父子家庭にも生活困難な事例があることが強調されており<sup>4)</sup>、ケースⅣを前提としたようである。しかし、現行

制度はケースⅠを前提としており、これとの整合性が問われよう。

### Ⅲ 遺族年金に関する法政策上の課題

#### 1 社会認識の共通化と遺族厚生年金のあり方

上述のように、遺族年金のあり方に関する合理的な政策選択を行うためには、男女の自活可能性に関する共通の社会認識を確立することが前提となる。このことを留保した上で、以下ケースⅢを前提に、生活保障説の立場から、遺族年金の法政策上の課題を提示する。

#### 2 受給権者の範囲

遺族基礎年金では、18歳未満の子<sup>5)</sup>又は子と生計を同じくする配偶者のみが受給権者となる(国年法37条の2)のに対し、遺族厚生年金では、これらの者に加え、配偶者、父母、孫または祖父母(夫、父母および祖父母は55歳以上)が受給権者となる(厚年法59条)。特に問題なのは、一般的には自活可能な「子のない妻」も受給権者になることである<sup>6)</sup>。

このような相違は、両制度の目的や沿革の違いによるものと思われるが、それだけでこの相違を正当化することはできない。生活保障説からは、現在の社会実態を踏まえて、保障の必要な遺族の範囲をできる限り統一する方向で見直すことが基本となる。

特に、男女ともに自活可能である以上、少なくとも子のない妻に対する遺族厚生年金の必要性は失われる。ただし、これは一般論であって、個別のケースでは自活困難な子のない配偶者も存在する。したがって、子のない配偶者に対する遺族厚生年金の存続を正当化するとすれば、受給権者に恒常的に収入要件を課すなどにより、自活困難な

<sup>3)</sup> 厚年法施行令3条の10及び平成23年3月23日年発0323第1号「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」。

<sup>4)</sup> 2011年10月31日、第5回社会保障審議会年金部会議事録における年金課長の説明。

<sup>5)</sup> 正確には、「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は20歳未満であって障害等級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていないこと」である(国年法37条の2第1項)。

<sup>6)</sup> 2004年の改正で、30歳未満の子のない妻については5年間の有期年金とされたが(厚年法63条1項5号)、30歳以上の子のない妻は終身年金のままである。

者に対象を限定することが必要となる。

### 3 年齢要件

55歳以上としている本件年齢要件は、定年制の存在を暗黙の前提としているのであろう。しかし、定年が60歳となり、さらには65歳までの雇用が制度的に保障される今日、55歳に合理性があるとは考えられない。ケースⅢの社会にあって、男女ともに何歳から自活可能性が低下するのかを検証し、それを踏まえて年齢要件を見直すべきである。

### 4 生計維持要件

生活保障説の立場からは、生計維持要件の水準が高すぎるだけでなく、被保険者死亡時に判断するというワンポイント主義も問題となる。これらは、恩給の影響を受けた受給権移転説の残滓ではないかと思われるが、共済年金が厚生年金に一元化された現在、合理的な生計維持要件のあり方が再考されなければならない。その際、基礎年金制度の第3号被保険者に係る被扶養者認定基準（原則、年収130万円未満）<sup>7)</sup>との整合性も視座に置く必要がある。

### 5 遺族年金類似の制度

遺族厚生年金に類似するものとして、地公災法に基づく遺族補償年金（同法32条）、労災保険法に基づく遺族補償年金（同法12条の8第1項）などがあり、これらの遺族補償年金も社会保障的性格を有している（前者については、大阪地裁判決、大阪高裁判決ともにその社会保障的性格を肯定している。）。

両者ともに、年齢要件は遺族厚生年金と同じだが、兄弟姉妹を含むという点で受給権者の範囲は広く、生計維持要件についても、具体的な基準額は示されず認定は個別の判断に委ねているという違いがある。それは、これらの制度が損害賠償的側面を有しており、したがって受給権移転説的な性格が強いためなのかもしれない。そうした制度の趣旨・目的が遺族補償年金の独自性にどの程度影響するののかも含め、遺族厚生年金と同様の論点について見直しが求められる。

### 参考文献

本文および注に掲げたもの。

（えぐち・たかひろ）

<sup>7)</sup> 第3号被保険者の場合には、「主として第2号被保険者の収入により生計を維持する」ことが要件とされており（国年法7条1項3号）、その基準該当性は毎年チェックされている。